

第145回山梨県都市計画審議会

会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時： 平成25年3月25日（月） 午後1時30分 ～ 午後2時15分

2. 場所： ホテル談露館 「アンバー」

3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員)	(1号委員)	佐々木邦明委員	
		信田恵三委員	
		今井進委員	
	(2号委員)	佐藤和彦委員	(代理 渡辺博美)
		内波謙一委員	(代理 松本 敦)
		森北佳昭委員	(代理 小幡 宏)
		安出克仁委員	(代理 清水 進)
	(3号委員)	志村学委員	
	(4号委員)	白井成夫委員	
		武川勉委員	
		望月清賢委員	
		樋口雄一委員	
	(5号委員)	天野貞夫委員	
	(専門委員)	窪田圭一委員	(代理 大代正史)

(事務局)	(都市計画課)	課長	市川 成人
		まちづくり推進企画監	中村 克巳
		総括課長補佐	内藤 真男
		課長補佐	望月 一良
		課長補佐	深澤 修一
		副主幹	武藤 直仁
		副主幹	井出 明彦
		主任	金丸 勝仁
		主任	早川 敬之
		技師	三森 亮
	(高速道路推進室)	室長	細川 淳
		室長補佐	名取 敏彦
		副主幹	壺屋 嘉彦

4. 傍聴者等の数 1人（傍聴者等」には報道機関の関係者が含まれる。）

5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) その他
- (4) 閉会

6. 審議案件

第1号議案

甲府都市計画道路の変更

3・4・32号 新環状・緑が丘アクセス線

第2号議案

甲府都市計画公園の変更

6・5・2号 緑ヶ丘運動公園

第3号議案

甲府都市計画道路の変更

3・3・1号 和戸町竜王線

7. 議事の概要

別紙会議録による。

第145回山梨県都市計画審議会 会議録

司 会

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第145回山梨県都市計画審議会を開催いたします。
ここで、傍聴者の方々に、傍聴いただく上での注意を申し上げます。受付でお配りいたしました傍聴券の注意事項をよくお読みいただき、お守りくださるようお願いいたします。山梨県都市計画審議会運営規定第13条により傍聴人は傍聴席で静粛に傍聴して頂き、注意事項を守らなければならないことになっておりますので、会議の妨害となる発言や行為を行なわないよう、よろしくをお願いいたします。

はじめに、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。まず、本日の「会議次第」、それから「第145回山梨県都市計画審議会 議案書」以上でございます。不足している資料はございませんでしょうか。

続いて、議事に入る前に、本審議会の成立についてご報告申し上げます。

山梨県都市計画審議会条例の第5条第2項の規定によりますと、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっております。

本日は、19名の委員のうち、13名のご出席をいただいておりますので、本審議会の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、審議会運営規定に基づき、会長に議長をお願いし、審議を進めていただきたいと存じます。

会長、よろしくをお願いいたします。

議 長

みなさんこんにちは。

年度末のお忙しい中にもかかわらず、第145回山梨県都市計画審議会にお集まりいただきありがとうございます。本年度の第3回目となりますが、前回と関連した議題であり、いずれも重要な案件でございます。よろしく申し上げます。

審議に入る前に傍聴人の方へ注意を申し上げます。

先ほど事務局から説明がありましたが、お配りいたしました傍聴券の傍聴の心得におありますように、審議会運営規定により、傍聴人は静粛を旨とし注意事項を守らなければならないと規定されていますので、ご協力をお願いいたします。

なお、発言や騒ぎ立てるなど会議の支障となる行為があった場合には、山梨県都市計画審議会運営規定第13条第5項の規定により、退場して頂くことがありますので、ご承知おき下さい。

まず、会議録署名委員をA委員、B委員にお願いします。

では、これより審議に入ります。

本日の議案でございますけれども、お手元の議案書のとおり3件でございます。第1号議案及び第2号議案につきましては、関連する案件でございますので、一括してご審議をお願いしたいと思います。ご協力をお願いします。

それでは、第1号議案及び第2号議案について事務局より説明をお願いいたします。

～第1号議案～

事務局

今回ご説明させていただく案件は、新山梨環状道路へのアクセスとして2つの都市計画道路の変更を行うもので、これが第1号議案と、第3号議案でございます。

この第1号議案の道路が、緑が丘運動公園を横断するため、これに伴う公園の変更が、第2号議案です。

従って、第1号議案と第2号議案については、関連した議案であるため、事務局より一括してご説明させていただきます。

まず、第1号議案の都市計画道路の変更についてご説明いたします。

新環状・緑が丘アクセス線は、新山梨環状道路と甲府市街地を結ぶ幹線道路として、中心部の交通渋滞の緩和や防災機能の向上を図ることを目的としています。

本路線は、甲府市塚原町の新山梨環状道路北部区間の仮称塚原インターチェンジを起点とし、甲府市緑が丘1丁目で、県道甲府韮崎線、甲府昇仙峡線につながる延長約2.1kmの幹線街路です。構造は平面構造の2車線、幅員は19mから13mで、一部トンネルとなっております。

道路網構想図です。今回決定する路線を赤で示しています。

既決定の都市計画道路とあわせ、新山梨環状道路と甲府市中心部を結ぶネットワークを形成します。先日、3月7日に都市計画を告示させていただきました、甲府外郭環状道路の北区間、及び東区間におきましては、まだ、図面が出来ていないため、この様な点線で表現させていただきます。

計画図です。右側が概ね北となっております。

仮称塚原インターチェンジを起点に県道天神平甲府線と交差し、緑が丘スポーツ公園を通り、県道甲府韮崎線へと接続します。ルート選定の考え方は、環状道路と甲府市街地を結ぶアクセス機能と公園の防災機能との連携を考慮して計画しています。甲府市中心部へのアクセスは、県道緑ヶ丘運動公園線を活かしたルートとして、計画としました。その先は、公園施設や住宅地に考慮して、公園施設を避けて住宅地を通過する案や、公園施設に一部影響があるが極力住宅地を避ける案など、複数のルートから、土地利用への影響や経済性、安全性、走行性などの項目について検討しました。

その結果、公園施設に一部影響が生じトンネル区間が必要となるが、家屋移転が最も少なく、きつい曲線が生じず経済性に優れる現在の計画に決定しました。

こちらは標準横断図です。県道甲府韮崎線から天神平甲府線の間は、車道3.25m、停車帯1.5m、植樹帯1.5m、歩道3.0mの構成で、全幅員は18.5mです。トンネル部分は車道3.25m、路肩0.5m、歩道3.5mで全幅員は14.5mです。県道天神平甲府線から仮称塚原インターチェンジまでの間は、車道3.25m、路肩0.75m、歩道2.5mで、全幅員は13.0mです。

次にルート、構造について説明いたします。

図面の県道甲府韮崎線、甲府昇仙峡線(通称:アルプス通り)との交差点から緑が丘スポーツ公園の入口までは、現県道を西側へ拡幅する計画です。

緑が丘スポーツ公園内は野球場と船出広場の間を通る計画です。交差点部は平面ですが、公園内は車道と公園を分離し、公園内の安全に配慮しています。公園北側は市道に沿って計画し、住宅への影響に極力配慮した計画としています。また、走行性や県道天神平甲府線との交差点部を考慮し、一部トンネル区間として計画しています。トンネル部から、県道天神平甲府線との交差点までの計画です。走行性や交差点の安全性を考慮した計画としています。県道交差点からインターチェンジまでは、ほぼ直線で計画しています。

現地の状況写真です。県道甲府韮崎線との交差点部から北側を見た状況です。現在の県道緑が丘運動公園線を拡幅する計画です。公園内の状況です。道路は野球場と船出広場の間を通る計画です。公園北側の住宅地の状況です。市道に沿って計画しています。トンネル入口付近の状況です。県道天神平甲府線と交差する付近の状況です。右側が環状道路となります。環状道路に接続する付近の状況です。公園部の完成イメージ図です。公園内での歩車分離に配慮した構造としています。

都市計画の策定の経緯について概要を説明いたします。都市計画原案の説明会を平成20年6月17日から平成23年9月21日にかけて6回開催いたしました。

都市計画公聴会は平成23年12月13日に予定しましたが、公述意見の提出が無かったため、行いませんでした。都市計画案の縦覧は平成24年9月10日から9月24日まで行いました。縦覧期間中に意見書の提出はありませんでした。

～第2号議案～

続きまして、「第2号議案 甲府都市計画公園の変更」について、ご説明いたします。

緑ヶ丘運動公園の変更は、新環状・緑が丘アクセス線が公園内を通過することから、都市計画道路の区域となる部分を公園区域から除くものです。また、あわせて都市計画の名称を現在の「緑ヶ丘運動公園」から一般に親しまれている都市公園名の「緑が丘スポーツ公園」に名称変更するものです。

新旧対照表です。公園面積は現在の32.0ヘクタールから30.9ヘクタールに変更となり、約1.1ヘクタールの減となります。公園区域が減となる区域が道路の区域となります。

都市計画総括図です。緑が丘スポーツ公園は甲府市北部に位置する運動公園です。公園施設には野球場や競技場などがあります。

計画図です。赤枠が変更後の区域になります。

新旧対照図です。黄色の区域が今回変更減となる区域です。

現在の、緑が丘公園線として、県道になっている部分は、公園として都市計画決定されておりましたが、今回は、環状道路へアクセスという性格に変わるため、公園の決定からは、減少することとなります。

変更箇所を拡大した新旧対象図です。公園区域は1.1ヘクタールの減ですが、公園の一体性を確保するため野球場と広場の間を公園区域としてつなぐ計画としています。

現況写真です。左が野球場、右が船出広場です。

公園部の完成イメージです。広場と野球場は横断ボックスにより道路下で行き来できる構造とし、一体性を確保しております。

都市計画の策定の経緯の概要について説明いたします。都市計画原案の説明は新環状・緑が丘アクセス線とあわせて平成20年6月17日から6月19日にかけて3回開催いたしました。

都市計画公聴会は平成23年12月13日に予定しましたが、公述意見の提出が無かったため、行いませんでした。

都市計画案の縦覧を平成24年9月10日から9月24日まで行いました。縦覧期間中に意見

書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。ご審議を、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたら
お願いいたします。

C委員 第1号議案について1点ご質問させていただきたい。資料の標準横断図につきまして、トンネルを抜けた後の県道天神平甲府線との交差点から、幅員が19mから13mになっている理由を
教えていただきたい。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局 都市計画総括図をご覧ください。色がついている部分と色がついていない部分があると思
います。13mに変更になっているのは、色がついていない部分が主となっています。色がついて
いない部分は市街化調整区域内であるので、都市機能から考えて19mの幅員ではなく13m
の幅員としています。また、現地の状況から考えても道路構造令でも4種から3種に落とした構
造としています。

議長 C委員、よろしいですか。

C委員 はい。

事務局 他にご意見、ご質問等がありますか。

議長 それでは、第1号議案及び第2号議案について、原案どおり、議決してよろしいか、
お諮りいたします。ご異議はございませんか。

異議なしと認めます。それでは、第1号議案及び第2号議案については、原案どおり
議決することといたします。

議長 つづきまして、第3号議案について事務局より説明をお願いいたします。

～第3号議案～

事務局 それでは、「第3号議案 甲府都市計画道路の変更」について、ご説明します。

和戸町竜王線は、甲府都市計画区域を東西に横断する主要幹線街路です。

今回の変更は、新山梨環状道路の効果を発揮するためのアクセス道路として和戸町竜王線を
新山梨環状道路の仮称和戸インターチェンジまで延伸するものです。新山梨環状道路と接続
することにより甲府市中心部と環状道路を結ぶネットワークを形成し、国道411号などの渋滞
緩和が期待されます。

新旧対照表です。現延長9,050mが約530m延伸により、9,580mとなります。構造形式、
車線数、幅員は今までの決定内容に変更はありません。

道路網構想図です。赤の実線が和戸町竜王線です。このように甲府中心部を東西に横断し
ています。今回の変更により環状道路の仮称和戸インターチェンジから甲府市中心部を結ぶ
ネットワークを形成します。

計画図です。延伸区間は図面左側の国道140号交差点部から図面右の環状道路インター
チェンジまでの約530mです。延伸区間はほぼ直線で計画しています。

新旧対照図です。赤で塗りつぶした区間が変更箇所です。

標準横断図です。標準部は車道3.25m、中央帯1.0m、路肩0.5m、歩道3.5mで全幅
員は22mです。交差点部は右折車線3.0mが付加され25mとなります。

現況写真です。国道411号城東バイパスから交差点部を見た状況です。交差点北側から延
伸部分を見た状況です。延伸部分全体の状況です。

都市計画の策定の経緯の概要について説明いたします。都市計画原案の説明は平成23年
11月25日に開催いたしました。

都市計画公聴会は平成24年7月10日に予定しましたが、公述意見の提出が無かったため、
行いませんでした。都市計画案の縦覧は平成24年10月11日から10月25日まで行いました。
縦覧期間中に意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたら
お願いいたします。
ないようですが、よろしいでしょうか。

それでは、第3号議案について、原案どおり、議決してよろしいか、お諮りいたしま
す。ご異議はございませんか。

異議なしと認めます。それでは、第3号議案については、原案どおり議決することといたします。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。その他として、何かございますか。
ないので、以上をもちまして、第145回山梨県都市計画審議会を終了させていただきます。
なお、次回の審議会につきましては、日程、議題等が決まり次第連絡させていただきますので、
よろしくお願いいたします。
本日は、誠にありがとうございました。